

# 総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和4年3月22日（火曜日）  
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時 0分 開議  
午前10時43分 散会

## 付託事件

議案第2号，議案第4号，議案第5号，議案第6号，議案第7号，議案第8号，議案第9号，議案第10号，議案第11号，議案第13号，議案第16号，第20号（ただし，第1表中歳出中第3款，第4款中文教福祉委員会所管分及び建設企業委員会所管分，第5款，第6款，第7款，第8款，第9款，第10款中文教福祉委員会所管分及び第11款並びに第2表継続費中第8款並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分及び産業消防委員会所管分を除く），議案第26号，議案第35号，議案第36号（ただし，第1表中歳出中第3款，第8款，第9款及び第10款並びに第2表継続費補正を除く），議案第40号，令和4年陳情第1号，令和4年陳情第2号

## 1 本日の会議に付した事件

### (1) 議案審査

- ① 議案第 2号 公の施設の広域利用に関する協議について
- ② 議案第 4号 公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例
- ③ 議案第 5号 水戸市事務分掌条例の一部を改正する条例
- ④ 議案第 6号 水戸市職員定数条例の一部を改正する条例
- ⑤ 議案第 7号 水戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- ⑥ 議案第 8号 水戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- ⑦ 議案第 9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- ⑧ 議案第10号 水戸市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例
- ⑨ 議案第11号 水戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- ⑩ 議案第13号 水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例
- ⑪ 議案第16号 水戸市内原ヘルスパーク条例の一部を改正する条例
- ⑫ 議案第20号 令和4年度水戸市一般会計予算（ただし，第1表中歳出中第3款，第4款中文教福祉委員会所管分及び建設企業委員会所管分，第5款，第6款，第7款，第8款，第9款，第10款中文教福祉委員会所管分及び第11款並びに第2表継続費中第8款並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分及び産業消防委員会所管分を除く）
- ⑬ 議案第26号 令和4年度水戸市公共用地先行取得事業会計予算
- ⑭ 議案第35号 包括外部監査契約の締結について

⑮ 議案第36号 令和3年度水戸市一般会計補正予算（第11号）（ただし、第1表中歳出中第3款、第8款、第9款及び第10款並びに第2表継続費補正を除く）

⑯ 議案第40号 令和3年度水戸市公共用地先行取得事業会計補正予算（第1号）

(2) 陳情審査

① 令和4年陳情第1号 水戸市職員による税金詐取

② 令和4年陳情第2号 「水戸デマンド型乗合タクシー」の実現を求める陳情

2 出席委員（6名）

委員長	高倉富士男君	副委員長	佐藤昭雄君
委員	田中真己君	委員	大津亮一君
委員	栗原文隆君	委員	福島辰三君

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（1名）

議員 中庭次男君

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	田尻充君		
市長公室長	小田木健治君	秘書課長	篠原芳之君
政策企画課長	宮川孝光君	交通政策課長	川上悟君
情報政策課長	北條佳孝君	みとの魅力発信課長	出沼大君
総務部長	園部孝雄君	総務法制課長	上垣外泰之君
行政経営課長	熊田泰瑞君	人事課長	安里裕行君
財産活用課長	谷津茂男君	市民課長	渡邊徳子君
財務部長	白田敏範君	税務事務所長	川津英臣君
財務部参事兼財政課長	梅澤正樹君	税務事務所参事兼市民税課長	佐々木信也君
契約検査課長	鈴木和男君	資産税課長	浅野一志君
収税課長	高安正紀君		
市民協働部長	川上幸一君	市民協働部副部長	小嶋いつみ君
市民協働部技監	太田達彦君	市民協働部参事兼市民生活課長	白石嘉亮君
市民協働部参事兼スポーツ課長	柏直樹君	市民協働部技監兼体育施設整備課長	青山和夫君

防災・危機 管理課長	小林良導君	生活安全課長	村沢晶弘君
文化交流課長	沼田誠君	新市民会館 整備課長	須藤文彦君
男女平等 参画課長	石塚美也君		
生活環境部長	佐藤則行君	環境保全課長	柴崎美博君
衛生事業課長	黒澤純一郎君	ごみ減量課長	栗原千尋君
廃棄物対策 課長	亀井俊道君	清掃事務所長	武田和馬君
会計管理者兼 会計課長	小田木義弘君		
選挙管理委員会 事務局長	外岡淳一君		
監査委員 事務局長	和田隆君	監査委員 事務局次長	永井誠一君
議会事務局長	小嶋正徳君	議会事務局 次長兼 総務課長	天野純一君
議事課長	大嶋実君		

6 事務局職員出席者

議事係長	武井俊夫君	書記	武田侑未子君
------	-------	----	--------

午前10時 0分 開議

○高倉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

この際、御報告します。本日、一般傍聴人2名がお見えになりますので、よろしくお願ひします。

[傍聴人入室]

○高倉委員長 それでは、これより議事に入ります。

本日の日程は、議案第2号ほか15件、それに陳情2件であります。

お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第2号ほか15件を一括議題としたいと思ひますが、これに御異議ございませぬか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○高倉委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、付託議案については一通りの質疑を行いましたので、これより各議案について、順次、御意見等を伺ひながら、採決に入つてまいりたいと思ひます。

採決の方法は、挙手によりお願ひいたします。

なお、議題第20号及び議案第36号につきましては、歳入が当委員会に付託されている関係上、他の委員会において修正等があった場合には、再度、委員会を開催することにしたいと思ひますので、あらかじめ御了承願ひします。

初めに、議案第2号 公の施設の広域利用に関する協議についてでございますが、議案第4号 公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例につきましても、公の施設の広域利用に関することでもありますので、これらの議案について一括して御意見を伺つた後、一括して採決を行いたいと思ひますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○高倉委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。

議案第2号及び議案第4号について、御意見等がございましたら、発言をお願ひいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○高倉委員長 ないようですので、議案第2号及び議案第4号について採決いたします。

議案第2号及び議案第4号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願ひます。

[賛成者挙手]

○高倉委員長 総員挙手であります。

よつて、議案第2号及び議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号 水戸市事務分掌条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら、お願ひいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○高倉委員長 ないようですので、議案第5号について採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願ひます。

[賛成者挙手]

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号 水戸市職員定数条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら、お願いいたします。

田中委員。

○田中委員 議案第6号 水戸市職員定数条例の一部を改正する条例については、反対をさせていただきます。理由は、市立幼稚園の廃止などで8名の減、学校給食調理業務の民間委託による6名の減等、本来、安定的な雇用、公的な責任で拡充すべき分野であり、人件費削減を主な目的とする削減には同意できません。また、新市民会館整備課2名が増員されますが、事業見直しを求める立場から賛成できません。

以上であります。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○高倉委員長 ないようですので、議案第6号について採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○高倉委員長 挙手多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号 水戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら、お願いします。

田中委員。

○田中委員 給与条例については、職員の期末手当を0.15月分減らすもので、総額約2億6,000万円、職員1人当たり平均10万3,000円も賞与を削減するもので同意できません。1人当たりどれくらいかをモデルでお聞きしましたが、30代、主幹級、配偶者ありで9万500円、40代、係長、配偶者、子ども2人で13万5,000円、50代、課長、配偶者ありで15万8,000円、それぞれ減額になるとしております。

職員の皆さん、新型コロナの非常事態に連日対応され、先日の地震でも夜中に避難所に駆けつけるなど、文字どおり昼夜を問わず奮闘しております。物価高、景気低迷の中の賞与削減は生活の切り詰め、景気悪化にもつながるものであり、賞与面からも市職員の労苦に報いるべきと考えることから、削減には反対をいたします。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○高倉委員長 ないようですので、議案第7号について採決いたします。

議案第7号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○高倉委員長 挙手多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号 水戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら、お願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○高倉委員長 ないようですので、議案第8号について採決いたします。

議案第8号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら、お願いいたします。

大津委員。

○大津委員 議案第9号について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

具体的な内容については所管が産業消防委員会ということで理解しておりますけれども、条例改正で関係することから一言申し上げさせていただきます。

近年、全国各地で大規模な地震や風水害など自然災害が多発し、甚大な被害が発生しており、さらなる地域防災力の強化が求められている中で、災害現場で活躍する消防団は地域の人々の崇高なボランティア精神に支えられた地域防災力の要であります。総務省消防庁の統計によりますと、昭和43年には全国で125万人いた消防団員が、平成2年には100万人を割り込み、現在は80万5,000人となり、毎年のように1万人減っているということで、年々減少を続けております。

また、年齢構成においても、団員の約50%が40歳以上であり、若い人の入団が少なく、世代交代が難しい状況となっていることがうかがえます。さらに70%を超える団員が被雇用者、いわゆるサラリーマンとして働きながら消防団活動をしており、団員の確保と即効性の堅持が課題となっております。

今回の議案の主な改正理由が消防団員の処遇改善、言わばモチベーションの確保を図るということであり、これだけで解決できるものではありませんが、消防団のさらなる充実、強化を進めるために、幅広い人材が入団しやすく、活動しやすい環境をつくるために、さらに取り組んでいただきたいと思います。意見として述べさせていただきます。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○高倉委員長 ないようですので、議案第9号について採決いたします。

議案第9号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号 水戸市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら、お願いいたします。

田中委員。

○田中委員 議案第10号につきましては、職員の分限に関する条例ですが、反対をさせていただきます。

前回、人事評価の5段階の結果を勤勉手当の加算・減算に反映させて、給料に差を設けるという条例が出た際も反対をいたしましたけれども、今回もその流れで、評価の結果、分限処分の項目に給料を引き下げる、降給を追加するものでありますが、人事評価のそもそもの客観性や公平性の担保も十分とは言えず、罰則を追加することで職場のチームワークや信頼関係にもよい影響を与えるというふうには考えられないので、賛成できません。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第10号について採決いたします。

議案第10号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 挙手多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号 水戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第11号について採決いたします。

議案第11号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号 水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら、お願いいたします。

田中委員。

○田中委員 質疑でいろいろ答弁いただいたんですが、反対をしたいと思います。理由ですけれども、仮設トイレのし尿くみ取り料金に従量税に加えて、1回3,000円の定額料金を導入するものですが、今後、コロナ後のイベント開催を頑張ろうというイベント業者の負担、あるいは工事現場の負担を増やすものでありまして、これによって県内で一番高い料金になってしまいます。受益者負担の名でこれまでの市の僅かな委託料の支出も減らすというものであり、同意できません。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第13号について採決いたします。

議案第13号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 挙手多数であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号 水戸市内原ヘルスパーク条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら、発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第16号について採決いたします。

議案第16号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号 令和4年度水戸市一般会計予算（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分及び建設企業委員会所管分、第5款、第6款、第7款、第8款、第9款、第10款中文教福祉委員会所管分及び第11款並びに第2表継続費中第8款並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分及び産業消防委員会所管分を除く）について、御意見等がございましたら、お願いいたします。

田中委員。

○田中委員 態度としては反対なんですけれども、理由を申し上げさせていただきます。

コロナ禍で生活困窮者が増えて、市内事業者の多くが経営難にありますが、そういったときに新市民会館関連事業に莫大な支出を行う予算であり、賛成できません。来年度、新市民会館整備費として保留床買戻しに85億2,000万円、備品購入など初度調弁費に3億円、簡易設置工事など1億円、合計89億2,300万円が計上されたほか、開館準備経費として指定管理料と家賃及び共益費で1億6,507万円が予算化されております。

それ以外の関連事業として、泉町1丁目再開発11億8,000万円、周辺道路整備2億5,000万円、芸術館東地区駐車場6億9,000万円、上空通路6,900万円などありまして、全てあわせると約113億円という巨額の予算であります。当然、歳入にはそれらに係る補助や80億円を超える多額の市債も計上されておりまして、債務負担行為には今後の備品購入等の5億円、指定管理料17億3,630万円も計上されております。この効果ですね、リヴィン跡地の再開発や泉町のマンション建設の補助などを推進する一方で、固定資産税の軽減が令和3年度で打ち切られまして、来年度6億円以上の増収予算となっているほか、取立て強化の租税債権管理機構への委託料も今年度より増やされております。

また、プライバシー上問題があると指摘してきているマイナンバー推進の予算も大幅に増額をされている



ということで、今申し上げたとおり、大型の開発に多額の税金を投入する予算でありまして、市民本位の税金の使い方とは言えないと考えるため、反対をいたしたいと思います。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第20号について採決いたします。

議案第20号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 挙手多数であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号 令和4年度水戸市公共用地先行取得事業会計予算について、御意見等がございましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第26号について採決いたします。

議案第26号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号 包括外部監査契約の締結について、御意見等がございましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第35号について採決いたします。

議案第35号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号 令和3年度水戸市一般会計補正予算（第11号）（ただし、第1表中歳出中第3款、第8款、第9款及び第10款並びに第2表継続費補正を除く）について、御意見等がございましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第36号について採決いたします。

議案第36号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号 令和3年度水戸市公共用地先行取得事業会計補正予算（第1号）について、御意見等がございましたら、お願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第40号について採決いたします。

議案第40号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案についての審査は全て終了いたしました。

なお、この際、本会議における委員会報告書について、お諮りをいたします。委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、陳情審査を行います。

さきの本会議において、当委員会に付託されました陳情は2件であります。

初めに、令和4年陳情第1号 水戸市職員による税金詐取を議題といたします。

本陳情については、その写しをお手元に配付してございますので、本陳情の内容につきまして、事務局より朗読をさせます。なお、個人が特定できる情報については朗読しない取扱いとなっておりますので、あらかじめ御承知おきを願います。

それでは、朗読をお願いいたします。

○事務局 朗読させていただきます。

令和4年2月21日。

水戸市議会議長 須田浩和様。

水戸市職員による税金詐取。

陳情趣旨。

水戸市より、2年前に住民税を支払えと通知が来たので市役所に支払いに伺ったが、その時に未払いの税金があると告げられました。税金は何か尋ねたが分からないと言われました。分からない税金は支払えないと告げると、水戸市は昨年、私の年金口座より説明もないまま、勝手に税金だとして引き落としをしたようですが、その後税金を引き落とし過ぎたので、返金すると連絡がありました。それについて、勝手に説明もなく年金から引き落とししておいて、今度は取り過ぎたと言うのはおかしいのではないのでしょうか。勝手に引き落とししたり、過剰に引き落とししたりする行為は水戸市として犯罪行為を行っているのではないかと。わたくしの年金を年金口座に戻してください。説明を求めても説明もしないのは市民生活を手助けするはずの市の職員としていかなものでしょう。

陳情事項。

1, 市税の説明を求めたら丁寧に説明等の対応をしてください。

2, 年金から勝手に引き落とすのは止めて下さい。

説明を行い同意を求めてください。

3, 過剰に引き落とし, 返金があるなら私の年金口座に戻してください。

以上です。

○高倉委員長 それでは、ただいまの内容につきまして、御意見等がございましたら、発言を願います。  
福島委員。

○福島委員 ただいま陳情書が読み上げられましたが、本件については、水戸市職員による税金詐取ということで、内容にも書いてありますとおり、犯罪行為であるということです。三権分立の基本、立法、行政、司法の中で、我々は立法府にある。これは司法の持ち分であります。ですから、我々がこれを泥棒だの何だの、強盗だろうという話には介入できないと。これはすぐ採決をしてもらいたい。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 私も同じように採決していただいていると思いますが、実はこの中身を事実かどうかということを確認しようと思ったんですけれども、それ自体が地方税法第22条の秘密漏えいに関する罪ということで、税に関する調査の事務に関して知り得た秘密を漏らしたらば、2年以上の懲役または100万円以下の罰金ということと、それから地方公務員法第34条、秘密を守る義務ということで、こちらも1年以下の懲役または50万円以下の罰金ということで、職員に事の詳細を聞くことができないということでもあります。

訴えた方の不満といえますか、市の対応に不満があるのは分かるんですけれども、それ自体をここで云々議論ができないので、市の対応としては、本人に誠実に、解決に向けての対応を希望して、私としてはこの陳情には賛成できないという意見を申し上げておきたいと思います。

○高倉委員長 それでは、お諮りをいたします。令和4年陳情第1号を採決することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、これより挙手によりまして採決いたします。

令和4年陳情第1号 水戸市職員による税金詐取につきまして、採択することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 挙手なしであります。

よって、令和4年陳情第1号は不採択すべきものと決しました。本陳情につきましては、ただいまのとおり、最終日の本会議に報告してまいりたいと思いますが、委員会報告書の作成につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

以上で、令和4年陳情第1号についての審査を終わります。

次に、令和4年陳情第2号 「水戸デマンド型乗合タクシー」の実現を求める陳情を議題といたします。

本陳情につきましては、その写しをお手元に配付してございますので、本陳情の内容について、事務局より朗読させます。

なお、個人が特定できる情報につきましては朗読しない取扱いとなっておりますので、あらかじめ御承知おきを願います。

それでは、お願いいたします。

○事務局 朗読させていただきます。

水戸市議会議員 須田浩和様。

「水戸デマンド型乗合タクシー」の実現を求める陳情。

日頃、市民のためにご尽力いただきありがとうございます。

水戸市では現在、国田、大場、妻里などで1,000円タクシーが運行されていますが、料金が高い、利用しにくいとの声が多く聞かれます。市内でもバス路線が廃止になり、日常生活に大変不便を来しているところが多くなっています。

高齢者が運転免許証を返納したいと思っても、今のような交通状況では、返納できない状態が続いています。

近隣市町村においては、乗合タクシー方式（デマンド型交通システム）やコミュニティバスを運行するところが増えていきます。デマンドタクシーは、予約に合わせて自宅や外出先まで車が迎えに来て、地域内の行きたいところまで乗せてくれ、料金も安く、大変便利なサービスとなっています。高齢者はもちろん、障害者や車を持たない子育て中のお母さん、病気の方々の通院などにとっても、安く利用できる便利なデマンド型交通システムの実現を、多くの市民は望んでいます。

水戸市におかれては、公共交通機関として、デマンド型交通システムを早急に取り入れ、実現することを求めます。

以上です。

○高倉委員長 それでは、ただいまの陳情につきまして、御意見等がありましたら、発言をお願いします。

田中委員。

○田中委員 私は、本陳情に賛成の意見を申し上げたいと思います。

今、周辺部で1,000円タクシー、水戸市がやっておりますけれども、1地区平均につき35人くらいの利用ということで、料金設定とか使い勝手に課題があるのかなと思っております。目的地をかなり拡大したり、時間帯も今、10時から16時というふうになってはいますが、改善の必要があるんだろうと思っておりますが、同時に来年11地区に拡大をされることは積極的なことなんですけれども、基本的に水戸市の周辺部に限られております。しかし、既に市内の周辺部以外の地区でもバス路線が減少して、バス停まで歩くのも大変だという交通弱者が増えているのは、陳情に書いてあるとおりで思っております。

水戸市の公共交通基本計画、改めて読ませていただいたんですけども、地域別バス路線のニーズというのを水戸市が調査しているんですけども、市内11地区に分けての結果でも、千波でも渡里でも、それから常澄地区でもバス路線、本数が少ない、目的地に向かうバスがないと、あるいはバス停が遠いということがどの地区でも出ております。

議会答弁でも、デマンドタクシーについてはダイヤとか発着地の組合せの自由度が高く、多様な運行形態も可能なので他の自治体で導入されているということで、今後、調査、研究したいという答弁がなされております。近隣の自治体がほとんど導入しているということを見ても、市民の強い要望だということは言えると思いますので、ぜひ水戸市も調査、研究から速やかに実施にかじを切るよう求める立場から、本陳情に賛成をしたいと思います。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

福島委員。

○福島委員 デマンドに対する考え方についていろいろあります。と申しますのは、誰もがタクシーがただで乗れば一番いいことなんです、それなりに負担することがある。しかし、現実には水戸市の財政や将来を考えた場合に、確実に、また住民に対し必要性があるのか、ないのかと。また、バス路線はなぜ廃止になったんだと。それは、その地区なりの事情があると思うんです。水戸市の財政や、そしてまた地域の発展に貢献するという目的がどの時点で接点になるかということ是非常に微妙です。また水戸市もやっていることですし、十分に市内を調査、検討するには時間を要するので、継続審査としていただきたい。

○高倉委員長 ただいま、令和4年陳情第2号については継続審査という御意見がございましたが、継続審査とすることでいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

本陳情につきましては、当委員会から議長に対しまして、閉会中継続審査の申出をしたいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、そのように決定をさせていただきます。

以上で、令和4年陳情第2号についての審査を終わります。

次に、閉会中所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました閉会中所管事務調査一覧表のとおり、当委員会から議長に対しまして申出をしたいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、そのように決定をさせていただきます。

次に、この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

浅野資産税課長。

○浅野資産税課長 委員会の貴重なお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、水戸市市税条例の一部を改正する条例につきまして、財務部資産税課提出の総務環境委員会資料により御説明させていただきます。

1、改正理由につきましては、毎年行われております税制改正について、現在国において地方税法等の一部を改正する法律案が審議中であり、令和4年4月1日に施行予定の改正内容が含まれるため、法案が成立

した場合には、法律の施行日前に、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、水戸市市税条例の一部を改正する必要があるため、専決処分を行うものでございます。

2の改正内容といたしましては、2点ございます。

まず、1点目は、(1)の固定資産税の負担調整措置といたしまして、土地に係る固定資産税及び都市計画税につきまして、令和4年度分に限って、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、現行の評価額の5%から2.5%に抑制する規定でございます。

2点目の、(2)の省エネ改修を行った既存住宅に係る税額の減額措置に関する申告といたしまして、下記の地方税法の改定内容の適用対象となる住宅を、平成20年1月1日に存していた住宅を対象としていたものを、平成26年4月1日に存していた住宅とし、次に工事費要件を、現行の50万円超から60万円超に引き上げることといたしまして、あわせて従来の対象工事費に係る費用が50万円超から60万円超にならない場合には、太陽光発電装置等の工事費と合わせて60万円超となる場合にも本減額措置の対象と追加され、適用期限を2年延長し、令和6年3月31日までとする改正に伴いまして、市税条例の申告に関する規定を整備するものでございます。

3の施行期日につきましては、令和4年4月1日の予定でございます。

資料の3ページから6ページに新旧対照表を記載しておりますので、後ほど御参照をお願いいたします。

なお、この内容につきましては、国において審議中の地方税法等の一部を改正する法律案が成立し、専決処分を行った場合には、改めて次の議会にて報告させていただく予定でございます。よろしくお願いたします。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 それでは、内容について、御質問等がございましたら、発言をお願いします。

田中委員。

○田中委員 省エネ改修の中身なんですけれども、今回、延長ですので、その実績が既にあるのでしょうか。具体的に何をやったらいいのか。例えば壁を厚くするとか、高断熱というのはよく分からないんですが、相当お金もかかるのでみんなができるものじゃないだろうというふうに思いますけれども、具体的にお示しできるものがあれば教えていただきたいなと思います。

○高倉委員長 浅野資産税課長。

○浅野資産税課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

改修の内容といたしましては、窓、床、天井、壁の断熱改修を行うことが省エネ改修となっております。それに加えまして、この改正によりまして、50万円超から60万円にならなかった場合には、太陽光発電装置等の工事費に高効率空調機、高効率給湯器、また太陽光熱利用システムの工事費とあわせて60万円となった場合には減額措置の対象となるということでございます。

以上です。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 分かりましたけれども、家全部やらないと駄目なんですか。リビングとか、人がよくいるところだけやるよとか、すぐこんな額は超えちゃうと思うんですけども。

○高倉委員長 浅野資産税課長。

○浅野資産税課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

50万円超の工事費であれば、窓だけでも床だけでも天井だけでも壁だけでも、50万円超の工事費を行えば今回の対象になります。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、この件について終わります。

次に、この際、今月末をもって4名の方が退任されるとのことですので、それぞれ御挨拶をいただきたいと思えます。

初めに、谷津財産活用課長、お願いいたします。

○谷津財産活用課長 委員会の貴重な時間の中、このような挨拶の機会をいただきまして感謝申し上げます。

私は、昭和55年、水戸市制施行90周年事業が進められている中、入庁いたしまして、以来、総務部、財務部、各課を歴任いたしまして、現在の財産活用課には平成28年から現在に至るまで、計42年間、水戸市職員として奉職してまいりました。

議会との関わりにつきましては、平成28年から総務環境委員会でお世話になってまいりました。議会の思い出といたしましては、課長になったばかりで、水戸市都市開発公社の解散について議会の議案として提出させていただきまして、課長になったばかりで答弁も詰まっただけで、そのたびに暫時休憩を繰り返し、苦い思い出となっております。

このような私が42年間という長い間、務められたことはひとえに諸先輩、議員の皆様、そして執行部の皆様の助言、叱咤激励があったからこそだと本当に感謝申し上げます。

最後に、議員の皆様及び執行部の皆様の今後ますますの活躍をお祈り申し上げまして、退職に当たっての御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。(拍手)

○高倉委員長 次に、柴崎環境保全課長、お願いいたします。

○柴崎環境保全課長 委員会の貴重なお時間をいただきまして、誠にありがとうございました。

私は、昭和60年に入庁いたしまして、37年間、勤務をさせていただきました。その中でも清掃課在籍時の新清掃工場の都市計画決定や、地域振興課在籍時の水戸ホーリーホックのホームタウン推進に関わりましたことは、ひときわ思い出深いものとなっております。こうして大過なく退職できますのは、委員の皆様、執行部の皆様からの数々の御指導があったからこそと感じております。大変感謝をしております。

皆様方におかれましては、健康に留意されまして、ますます御活躍されますことを御祈念申し上げまして、挨拶と代えさせていただきます。長い間ありがとうございました。(拍手)

○高倉委員長 次に、亀井廃棄物対策課長、お願いをいたします。

○亀井廃棄物対策課長 貴重な委員会の間に挨拶のお時間をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

私は平成元年4月1日、水戸市制100周年の記念の日に入庁以来、33年間奉職してまいりましたが、来る3月31日をもちまして、勸奨による退職をすることといたしました。この33年間という年月を振り

返りますと、組織の名称の変更を除いても全部で12課、渡り歩きまして、その間、水戸と内原の合併協議や子ども・子育て支援の新制度といった大きな節目とか新たな仕事に携わることがあったこともございまして、本当にあっという間に過ぎてしまった時間だと考えております。この間、様々な仕事に携われたことは大変有意義でございましたし、また執行部の説明員として5年間、総務環境委員会のほうで幅広い分野での議論を体感できたということは、かけがえのない貴重な財産をいただけたものと、このように感謝申し上げるところでございます。この間、支えていただきました皆様方にこの場をお借りして感謝申し上げたいと存じます。

今後は一市民として、本市の発展と議員の皆様、執行部の皆様の御健勝とますますの御活躍を心よりお祈り申し上げまして、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。本当に長い間ありがとうございました。(拍手)

○高倉委員長 次に、小嶋議会事務局長、お願いをいたします。

○小嶋議会事務局長 失礼します。

私は、昭和60年、入職しまして37年、そのうち16年間を議会事務局で過ごさせていただきました。議会事務局では、緊張の中にも貴重な経験をさせていただきました。また、退職間近に皆さんに御迷惑と御心配をおかけしました。今後は健康に気をつけながら、穏やかな毎日を過ごしていきたいと思っています。大変長い間ありがとうございました。(拍手)

○高倉委員長 それでは、委員会を代表いたしまして、私のほうから一言御挨拶を申し上げます。

ただいまそれぞれ御挨拶をいただきました、谷津財産活用課長、柴崎環境保全課長、亀井廃棄物対策課長、小嶋議会事務局長におかれましては、長い間、水戸市の発展と市民福祉の向上のために御尽力をされ、立派にその職責を果たされました。改めて心より敬意と感謝を表する次第でございます。本当にありがとうございました。どうかこれからも健康に留意をされて、水戸市の発展のために変わらぬお力添えを賜りますよう、心よりお願いを申し上げまして挨拶と代えさせていただきます。本当にありがとうございました。(拍手)

それでは、以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時43分 散会